

第七回国会 衆議院 地方行政委員會議錄第三十号

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川西 清君 理事川本 末治君

理事野村 孝太郎君 理事藤田 義光君

理事久保田 鶴松君 理事立花 敏男君

理事大石 ヨシエ君

大西 弘君 越智 茂君

河原伊三郎君 小玉 治行君

清水 逸平君 高橋 英吉君

塚田十一郎君 永田 節君

鈴木 幹雄君 床次 徳二君

大矢 省三君 門司 亮君

池田 峯雄君 井出一太郎君

出席國務大臣 國務大臣 本多 市郎君

出席府政委員 總理府事務官 奥野 誠亮君

地方自治行政官 政務部長 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

總理府事務官 高辻 正巳君

地方自治行政官 高辻 正巳君

君、塚田十一郎君、大西弘君、越智茂君及び池田峯雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員淵上房太郎君辞任につき、その補欠として高橋英吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事塚田十一郎君の補欠として野村孝太郎君が理事に当選した。

四月二十五日

地方財政平衡交付金法案(内閣提出第一八四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

連合審査會開會に關する件

地方財政平衡交付金法案(内閣提出第一八四号)

地方財政委員會設置法案につき内閣委員會に申入れの件

○中島委員長 これより會議を開きます。

まず理事の補欠選挙の件を議題といたします。理事塚田十一郎君が去る二十五日委員を辞任いたしましたので、理事が欠員となっておりますので、この際理事の選挙を行いたいと思っておりますが、これは投票の手続を省略しまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認め、野村孝太郎君を理事に指名いたします。

村孝太郎君を理事に指名いたします。

○中島委員長 次に地方財政委員會設置法案につき、内閣委員會に申入れの件を議題にいたします。昨日内閣委員會と連合審査會を開会いたしました。その審査の結果に基づきまして、地方財政委員會設置法案について、本委員会としては次のような修正意見を申し入れたいと委員長は考えます。

地方財政委員會設置法案の第五條の第三項中の

一 全国の都道府県知事の連合組織が推薦した者 一人

二 全国の市長の連合組織が推薦した者 一人

三 全国の町村長の連合組織が推薦した者 一人

これを次のように改めたいと思ひます。

一 全国の都道府県知事及び都道府県議會の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

二 全国の市長及び市議會の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

三 全国の町村長及び町村議會の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

以上に改めたいと思ひのであります。この理由としましては、地方財政委員會の性格にかんがみると、五人の委員のうち三人は、原案のごとく各地方公共団体の執行機關の連合組織が推薦した者のみで委員會を構成することは

妥當ではなく、むしろ各地方公共団体の決議機關の連合組織と執行機關の連合組織とが、それら共同推薦した者とするのが適當と考えられるからである。

以上であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めまして以上を決議いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

妥當ではなく、むしろ各地方公共団体の決議機關の連合組織と執行機關の連合組織とが、それら共同推薦した者とするのが適當と考えられるからである。

以上であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めまして以上を決議いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

妥當ではなく、むしろ各地方公共団体の決議機關の連合組織と執行機關の連合組織とが、それら共同推薦した者とするのが適當と考えられるからである。

以上であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めまして以上を決議いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

妥當ではなく、むしろ各地方公共団体の決議機關の連合組織と執行機關の連合組織とが、それら共同推薦した者とするのが適當と考えられるからである。

以上であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めまして以上を決議いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

○中島委員長 以上で本日の會議は終了いたします。

の単位当りの費用をいう。

(運営の基本)

第三條 国は、毎年度各地方団体が提出する資料に基づき、すべての地方団体について、この法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額をこえる場合における当該超過額を補てんするために必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金(以下「交付金」という。)として、国の予算に計上しなければならない。

2 国は、その予算が成立した後、当該年度の中途において、地方団体の負担となるような測定単位の数値の増加を直接生じさせる措置は、とらないようにするものとする。

3 地方財政委員会(以下「委員会」という。)は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、国の予算に計上された交付金の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることができるよう配分しなければならない。

4 国は、交付金の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、條件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

(委員会の権限と責任)

第四條 委員会は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任とを有する。

一 毎年度分として交付すべき交付金の総額を見積ること。
二 各地方団体に交付すべき交付

金の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 第十條又は第十九條に規定する場合において、各地方団体に對する交付金の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 第十八條に定める地方団体の審査の請求を受理し、これに對する決定をすること。

五 第十九條第四項に定める異議の申立を受理し、これに對する決定をすること。

六 第二十條に定める聴聞を行うこと。

七 交付金の総額の見積及び各地方団体に交付すべき交付金の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況をは握し、交付金制度の運用について改善を図ること。

九 この法律を実施するために必要な地方財政委員会規則(以下「規則」という。)を制定すること。

十 前各号に定めるものの外、この法律に定める事項

(交付金の算定に関する資料)

第五條 都道府県知事及び特別市の市長は、規則で定めるところにより、当該都道府県又は特別市の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を委員会に提出しなければならない。

2 市町村長は、規則で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に關す

る資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見をつけて委員会に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけるときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、不服がある市町村長は、その意見を委員会に申し出ることができる。

5 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項及び第二十四條の行政機関をいう。以下同じ。)は、委員会が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、委員会の要求に係る交付金の算定の算定又は配分に關し必要な資料を委員会に提出しなければならない。

(交付金の総額の算定)

第六條 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえることと認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。

2 委員会は、第五條の規定により提出され、又は送附された資料を参考として、翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣に勧告しなければならない。この場合にお

いて、委員会は、第七條に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額を変更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を求めなければならない。

4 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額又はその算定の基礎を変更した場合においては、委員会が勧告した交付金の総額の算定の基礎、内閣が決定した交付金の総額に係る歳出予算の基礎及びこれらの基礎の比較について、その詳細を歳入歳出予算に附記しなければならない。この場合において、委員会が地方財政委員会設置法(昭和二十五年法律第 号)第十三條の規定により申し出る意見の中には、委員会が勧告した交付金の総額と内閣が決定した交付金の総額との差額を調整するため国の予算について加えるべき必要な修正についての意見を含まなければならない。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七條 委員会は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを内閣及び内閣を通じて国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
イ 各税目ごとの課税標準額、

税率、測定見込額及び徴収見込額

ハ 使用料及び手数料
ニ 国庫支出金
ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
イ 歳出費目ごとの経費
ロ 国庫支出金に基づく経費の総額

ハ 地方債の利子及び元金償還金
三 交付金の総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
イ 非奨励的補助金(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の補助金以外の補助金をいう。以下同じ。)
非奨励的補助金に伴う地方負担額及び非奨励的補助金に基づく経費の総額

ロ 行政の種類ごとの測定単位の数値の総額(第十三條の規定により補正したものを含む。)
単位費用、基準財政需要額、基準財政収入額及び必要とする交付金の総額

(交付金の額の算定期日)

第八條 各地方団体に對する交付金の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

(廢置分合又は境界変更の場合の交付金の措置)

第九條 前條の期日後において、地方団体の廢置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に對する交付金の措置について

は、左の各号の定めるところによる。

一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に對して交付すべきであつた交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。

二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、又は廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に對し交付すべきであつた交付金の額は、規則で定めるところにより、廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對し交付すべきであつた交付金の額に按分し、当該按分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

(交付金の額の算定)
第十條 交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に對して交付する。
二 前項の地方団体に對して交付すべき交付金の額は、交付金の総額

を、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額に按分して算定する。

三 委員会は、前二項の規定により交付すべき交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならぬ。但し、交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、八月三十一日以後において、交付金の額を決定し、又は既に決定した交付金の額を変更することができる。
四 委員会は、前項の規定により交付金の額を決定し、又は変更した

ときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(基準財政需要額の算定方法)
第十一條 基準財政需要額は、測定單位の數値を第十三條の規定により補正し、これを当該測定單位ごとの單位費用に乘じて得た額を当該地方団体に對して合算した額とする。

(測定單位)
第十二條 地方行政に要する経費の測定單位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定單位	道府県
			一 土木費
一 土木費	1 道路費	道路の面積	一 厚生労働費
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	
	3 河川費	河川の延長	
	4 港湾費	港湾における船舶の出入とん数	
	5 その他の土木費	人口及び面積	
二 教育費	1 小学校費	小学校の児童数、学級数及び学校数	二 社会福祉費
	2 中学校費	中学校の生徒数、学級数及び学校数	
	3 高等学校費	高等学校の生徒数	
	4 その他の教育費	人口	
三 社会福祉費	1 厚生労働費	人口及び児童福祉施設入所者数	三 労働費
	2 衛生費	人口及び食品関係営業業者数	
	3 労働費	工場事業場数及び工場事業場労働者数	
四 産業経済費	1 農業行政費	耕地の面積及び農業(畜産業を含む)の従業者数	四 公債費
	2 林野行政費	民有林野の面積及び林産業の従業者数	

市町村	一 警察消防費	二 土木費	三 教育費	四 厚生労働費	五 産業経済費	六 戦災復興費	七 公債費
	1 警察費	1 道路費	1 小学校費	1 社会福祉費	1 労働費	1 徴税費	1 戸籍事務費
一 警察消防費	警察吏員数	道路の面積	小学校の児童数、学級数及び学校数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	家屋の床面積	橋りょうの面積	中学校の生徒数、学級数及び学校数	人口及び児童福祉施設入所者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	戦災に因る被災地の面積	人口
		港湾における船舶の出入とん数	高等学校の生徒数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
		都市計画区域における人口	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
		人口及び面積	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
二 土木費	道路の面積	橋りょうの面積	小学校の児童数、学級数及び学校数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	橋りょうの面積	河川の延長	中学校の生徒数、学級数及び学校数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	港湾における船舶の出入とん数	港湾における船舶の出入とん数	高等学校の生徒数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	都市計画区域における人口	都市計画区域における人口	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び面積	人口及び面積	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
三 教育費	小学校の児童数、学級数及び学校数	中学校の生徒数、学級数及び学校数	高等学校の生徒数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口	人口	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口	人口	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口	人口	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口	人口	人口	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
四 厚生労働費	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
五 産業経済費	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
六 戦災復興費	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
七 公債費	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口
	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び児童福祉施設入所者数	人口及び食品関係営業業者数	市町村税の税額及び納税義務者数	本籍人口

2 前項の測定單位の數値の算定方法については、規則で定める。

(測定單位の數値の補正)

第十三條 前條の測定單位の數値は、道府県又は市町村ごとに、左の各号に掲げる事項を基礎として当該測定單位につき、規則で定める補正係數を、これに乘じて補正するものとする。

一 人口、小学校の児童數その他測定單位の數値の多少による段階

二 人口密度

三 測定單位の數値の増減する市町村の規模

四 寒冷度及び積雪度

五 面積、河川の延長その他測定單位の基礎をなすものの種別

(單位費用)

第十四條 第十一條の單位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備えた地方団体が合理的に、かつ、妥當な水準において地方行政を行う場合における各測定單位の單位當りの費用を基礎として、この法律で定める。

2 前項の單位當りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のもを財源とすべき部分を除いて算定するものとする。

(基準財政収入額の算定方法)

第十五條 基準財政収入額は、規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額とする。

2 前項の基準税率は、地方税法(昭和二十五年法律第 号)第一條第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めない地方税については、地方税法に定める税率とする。)の百分の七十に相当する率とする。

(交付時期)

第十六條 交付金は、毎年度、地方団体の種類ごとに、左の表の中欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。

地方団体の種類	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
道府県	五月及び七月	前年度の当該道府県に対する交付金の額に当該年度の交付金の總額の前年度の交付金の總額に対する割合を乘じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
	十一月及び一月	当該年度において交付すべき当該道府県に対する交付金の額から五月及び七月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額
市町村	五月及び八月	前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の總額の前年度の交付金の總額に対する割合を乘じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
	十二月及び二月	当該年度において交付すべき当該市町村に対する交付金の額から五月及び八月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付金の總額に変更があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付金の總額の変更の程度、前年度の交付金の額等を参し、規則で定めることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき交付金の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を還滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内に地方団体の階層分合又は境界変更があつた場合における前年度の關係地方団体の交付金の額の算定方法は、第九條の規定に準じ、規則で定める。

金の額の算定方法は、第九條の規定に準じ、規則で定める。

(市町村交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十七條 都道府県知事は、規則で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し、交付すべき交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つていよう努めなければならない。

(交付金の額に関する審査の請求)

第十八條 地方団体は、第十條第四項の規定により交付金の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に對する交付金の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、委員会に対し審査の請求をすることができる。

2 委員会は、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。

(交付金の額の算定に用いる數の錯誤等)

第十九條 委員会は、第十條第四項の規定により交付金の額を通知した後において、又は前條第一項の規定による審査の請求を受けた際に、交付金の額の算定の基礎に用いた數について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた交付金の額に不足があるときはこれを

を交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。

2 地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加へ、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてこれを減額し、又は返還させなければならない。

3 委員会は、前二項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し文書をもつて示さなければならない。この場合においては、前項の規定に該當する地方団体は、委員会が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

4 地方団体は、第一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、委員会に対し異議の申立をすることができる。

5 委員会は、前項の異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。

(交付金の額の減額等の聴聞)

第二十條 委員会は、第十條第三項及び第四項並びに前二條に規定する措置をとる場合においては、必要があると認めるときは、關係地方団

を交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。

2 地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加へ、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてこれを減額し、又は返還させなければならない。

3 委員会は、前二項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し文書をもつて示さなければならない。この場合においては、前項の規定に該當する地方団体は、委員会が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

4 地方団体は、第一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、委員会に対し異議の申立をすることができる。

金を額の算定方法は、第九條の規定に準じ、規則で定める。

体について聴聞をすることができ

2 委員会は、第十條第三項、第十八條第二項並びに前條第一項及び第四項の決定又は処分について関係地方団体が充分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 委員会は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、聴聞の手続その他聴聞に關し必要な事項は、規則で定める。

(都等の特例)

第二十一條 都は、道府県に対する交付金の交付に關しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。

2 特別市は、道府県に對する交付金の交付に關しては、道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、市町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 昭和二十五年及び昭和二十六年に限り、交付金の總額のうちその十分の一に相當する額は、特別交付金とする。

3 昭和二十五年及び昭和二十六年に限り、交付金の總額のうちその十分の一に相當する額は、特別交付金とする。

年度に限り、第十六條第一項の表の道府県の項中「五月及び七月」とあるのは「四月及び六月」と、「十一月及び一月」とあるのは「九月及び十一月」と読み替え、同表の市町村の項中「五月及び八月」とあるのは「四月及び七月」と、「十一月及び二月」とあるのは「十月及び十二月」と読み替え、同表の交付時期ごとに交付すべき額の欄中「交付金の額」とあるのは「交付金の額と特別交付金の額を除く。」と読み替えるものとする。

4 特別交付金は、第十二條の測定單位によつては捕まへず、特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に對して、当該事情を考慮して交付する。

5 地方団体は、規則で定めるところにより、特別交付金の算定に關し必要な資料を委員会に提出しなければならない。第五條第二項から第四項までの規定は、この場合に準用する。

6 委員会は、特別交付金の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知するとともに、二月中に交付しなければならない。第十八條の規定は、この場合に準用する。

7 昭和二十五年に限り、第十四條第一項中「この法律」とあるのは

「規則」と読み替へるものとする。

8 昭和二十五年に限り、道府県に對し四月及び六月に交付すべき交付金の額並びに市町村に對し四月及び七月に交付すべき交付金の額は、第十六條第一項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、昭和二十四年度における地方交付金の額等を考慮して定める。

9 第十二條第一項に掲げる経費のうち厚生労働費に係る測定單位は、昭和二十五年に限り、これらの経費に係る国の補助金又は負担金との関係上特に必要がある場合においては、規則で定めるところにより、同項に規定する測定單位以外の測定單位を用い、又は当該測定單位と同項に規定する測定單位とをあわせ用いることができる。

10 地方交付税法（昭和二十三年法律第十一号）及び地方交付税配付金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）は、廃止する。

11 昭和二十二年以前に地方分與税及び昭和二十三年以前に地方交付税に對する地方交付税の例による。

12 地方交付税配付金特別会計の昭和二十四年度分の歳入歳出の出納及び決算については、なお、従前の例による。

13 地方交付税配付金特別会計の昭和二十四年度の決算上の剰余金、同会計廃止の際における同会計の積立金その他の権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

14 地方財政法の一部を次のように

改正する。

第二十六條中「地方交付税」を「地方財政平衡交付金」に改める。

15 地方財政法第九條から第十一條まで、第十四條、第十五條、第三十四條及び第三十五條の規定は、昭和二十五年に限り、適用しない。

○本多國務大臣 たいだいま議題となりました地方財政平衡交付金法案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

地方公共団体の自主性を徹底し、地方自治の発展を期待しつつ、積極的なその発展をはかりますことは、國政民主化の基礎をつちかう必然の要請でありまして、これがためには、一面地方自治制度自体の整備を行いますとともに、他面これに即した地方財政制度を樹立いたしますことの緊要なるは、論をまたないところであります。しかして地方財政制度確立の基

とに、豊富多彩な自治活動の可能な地方団体を生じます反面、貧弱な財政力のもとに、住民に過重な税負担を課しながら、最小限度の行政施設すらも営み得ない地方団体を見るに至りますことは、この間の趨勢に伴う必然の現象であります。

このためが國におきましては、富裕団体と貧弱団体との間の財政力を均衡化し、もつて全地方団体の財政の基礎の確立をはかるため、昭和十五年の中央、地方を通ずる税制の改革に際し、つとに恒久的の制度として地方交付税制度を創設し、爾來今日に至るまで、常に地方団体間の財政調整の手段として、はたまた地方団体に対する財源配與の手段として、不十分ながらもその機能を發揮し、地方自治の向上発展に資するところ顯著なものがあつたのであります。しかして地方交付税制度は、その財源の一半を地方交付税の課税力の強弱に逆比例的に、他の一半を地方団体の財源需要の多寡に正比例的に配分しつつ、課税力が一定の限度を越える地方団体には、これを交付しないこととして参つたのであります。

元來地方財政の調整と、地方団体の自主性の確保とは、両立しがたい性格を持つものであります。地方交付税制度の運用にあたりましては、地方団体の自主性の確保を重点的に考へて参りましたため、地方交付税の配分方法も可及的にこれを簡素にし、地方交付税の配分のため必要とする各地方団体の課税力や財政需要の測定にあつても、ひたすらこれが当該地方団体の財政運営の自主性を制約しないよう、留意して参つた次第であります。これがため反面各地方団体間の財源調整は、

不徹底ならざるを得ない欠陥もまた有しておつたのであります。しかし、ここにまた国庫が個々の経費について、あるいは一定額を負担し、あるいは一定額を補助する理由も見出され、大小数百種類に及ぶ補助金、負担金の生れて来たゆゑがあるものであり、これがしばしば地方団体の行政に無用な干渉を加える動因となつて参つたのであります。

しかしながら地方団体をして事務を行わせる以上は、地方団体をして創意、くふうを盡させる道こそ選ぶべきであり、これを妨げる干渉の道は強く排除するよう努力されなければなりません。しかし、真に地方団体を強力ならしめ、自治運営を活発ならしめて参りますためには、すべて公共的な事務、事業は、單に一地方の利害にとどまるもののみならず、全国的な利害につながるべきのも、また原則としてすべてこれを地方団体の実施にゆだね、しかもその負担とその責任のもとに執行せしめて行くことこそ必要であります。これがためには、干渉の動因は排除しつつも、すべての地方団体を通じてこれらの事務、事業を実施してゆくための必要かつ最小限度の財源は、完全に確保して行けるだけの財政制度を打立てる必要が生じて来るのであります。

よつて政府におきましては、地方自治の確立を企図するシャープ使節團の勧告の趣旨にかんがみ、かつは今般地方財政制度の根本的改革を試みる機会に際し、個々の雑多な補助金、負担金を通じて行ふ自治干渉ないし中央支配の道は、敢然これを排除し、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務

を処理し、及び行政を執行する権能を尊重しつつ、従来の財政均衡化の方式に画期的な変更を加えるとともに、課税力及び財政需要の測定方法を精緻周密ならしめることにより、総合的な地方財政調整の徹底を期し、別途行います地方税制の改革と相まつて、すべての地方団体に對し、真に地方自治の本旨の実現に資するにふさわしい財源を供與することによつて、地方行政の計画的な運営を保障し、もつて地方団体の独立性を強化することを旨とし、現行地方交付税制度を廃止し、新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとしたのであります。これが本法案を提出いたしました理由であります。

以下法案の内容の概略について申し上げますと、まづ第一に、この交付金制度の地方財政均衡化の方式であります。これは一定の方法によつて、各地方団体ごとに測定した財政需要額と、財政収入額とを比較し、財政需要額が、財政収入額を越える額を補填するといふ方式によつております。この方式をとりますならば、各地方団体の財政需要額と財政収入額とが的確に捕捉される限り、財政均衡化の趣旨はほとんど完璧に達成せられると存するのであります。

第二に、毎年度交付すべき交付金の総額は、一定の方法により測定しました当該年度における財政需要額が、財政収入額を越える額と認められる地方団体の、その超過額の見込額の合算額を基礎として定めることとしたし、その算定は、地方団体並びに国の關係行政機関に必要な資料の提出を求め、これを参考として地方財政委員会

が行ふこととしたしております。地方財政委員会がその総額を算定いたしますと、これを国の予算に計上するように内閣に勧告し、内閣において、これを變更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を求めなければならぬこととしたしております。しこうして内閣がこの総額またはその算定の根拠を變更した場合におきましては、委員会が勧告した交付金の総額の算定の根拠等を予算に付記することとしたし、委員会が内閣とその意見を異にする場合において、その意見を直接国会に對し提出する機会を保障してゐるのであります。

第三に、交付金はその総額を各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を越える額に按分して算定いたします。基準財政需要額と申しますのは、地方団体がその目的を達成いたしますために、合理的かつ妥當な水準において地方行政を行う場合に要する経費のうち、補助金、負担金、手数料等の特定の収入を財源とする部分を除いたもの、所要額をいふのであります。その算定は、地方行政を相當数の種類に分類し、それらの行政に要する経費を測定するために定めた測定單位の數値を、單位當りの費用に乘じて行ふこととしたしております。この場合、測定單位の數値は、実数をそのまま用いないで、これを一層的確に財政需要の測定ができるようにいたしますために、人口密度、寒暑、積雪度等、一定の事由を參照して、これを補正したものをを用い、また單位當り費用は、道府県または市町村ごとに、委員会がその実態につき調査し、一定の標準的

條件を備えた地方団体が、合理的かつ妥當な水準において地方行政を行う場合におきまする各測定單位の單位當りの費用を基礎として定めることとしたしております。

基準財政収入額は、各地方団体間の徴税状況により、交付金交付の公正を失ふことのないようにするため、当該団体の法定普通税の収入見込額を、一定の基準税率により客観的に捕捉したものをを用いるとともに、その基準税率は、地方財政に弾力性を残し、かつがた地方団体の徴税意欲の減退を防止するため、地方税法の定める標準税率の百分の七十に相當する率を用いることとしたしております。

しかしてこの交付金の算定は、主として持分の方法によりますため、一定期日の現在における地方団体について算定する必要がありますので、これを毎年度四月一日とし、その期日後地方団体の階層分合、境界變更がありした場合に、交付金の決定額につき、それら必要な變更の措置を講ずることとしたしております。

次に、地方財政平衡化の徹底を期しますためには、各地方団体の課税力及び財政需要の捕捉の完璧を期することの肝要なるは、論をまたないところでありま。しかして現在の課税力、なかんずく財政需要に関する研究の段階においては、一般的な方法により、千態万容の個々の地方団体につき、すべてこれを的確に捕捉いたしますことは、遺憾ながら至難の現状にありますので、昭和二十五年及び昭和二十六年の暫定措置として、交付金総額の十分の一に相當する額をその総額とする

特別交付金を設けることとしたのであります。特別交付金は、一般の測定方法によつては捕捉しがたい特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があること、その他特別の事情があることにより、交付金の額が財政需要に比し過少であると認められる地方団体に對して、この事情を考慮して交付されるのであります。

なお交付金は年四回に分け、特別交付金は年一回に交付することとしたしております。

以上が交付金の總額の決定並びに交付方法の概略であります。交付金は地方財政の均衡化上、必要欠くべからざる制度であるといひました。また、な

ることとしたしております。

第二に、国は地方自治の本旨を尊重し、交付金の交付にあたり、あるいは条件を付し、あるいは使途を制限することがあることは、一切これを行わないことをもつて、この制度運営の基本方針の一としております。従いまして、地方行政の種類のごとに財政需要は測定いたしますが、これは原則として、平衡交付金交付額算定のための便法にすぎないのでありまして、これによりまして、ただちに各地方団体の歳出計画に一定の枠をはめるものではないと存じます。交付金の使途は、地方団体の自由ゆだね、交付金もまた一般財源の一つとして、これを縦横に駆使しながら、地方団体はその実情に最も適合した行政の総合的運営に遺憾なきを期すべきものと存するのであります。

第三に、交付金の額の算定の基礎につき不服がある場合には審査の請求を、また交付金を減額しもしくは返還せしめられる場合には異議の申立を認め、もつて地方団体の利益の保護をはかることとしたとすとともに、委員会がその権限を行使する場合に必要なものと認めるときは、関係地方団体に對して聴聞することができるとし、また委員会が行いました交付金の額の決定、または減額返還等の処分について、関係地方団体が十分な証拠を添えて、その決定または処分が公平または公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならないこととし、聴聞の結果、その申出に正当な事由があると認めるときは、その決定または処分を取消しまたは変更しなければならないことと

いたしまして、交付金制度運営の公平と公正を期することに、十分な配慮をいたしての次第であります。なお本制度は、従来の均衡化方式に画期的な改変を加えたものでありますために、その十全な成果を収めましたためには、今後とも地方経費及び収入の測定方法につき、さらに研究を加え、交付金の計算が、ますます客観的な基礎に置かれるように、今後一層努力を継続して参りたい所存であります。

最後に、地方財政平衡交付金制度の創設に伴い、地方財政法の一部に必要な改正を行うこととしたしております。

以上、本法律案の提案の理由及びその内容の概要につき説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○中島委員長 それではなお続いて逐條的にもう少し詳細な説明をするといふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なければさうにいたします。

○農野政府委員 第一條は、地方財政平衡交付金法を記載してあるものであります。「この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそのなわに、その財源の均衡化を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の實現に資するために、地方団体に對し適當な財源を供與し、もつてその独立性を強化することを目的とする。」といふことにいたしております。

わけでございます。地方団体の独立性の強化がその最終の目的になつておるわけでございますけれども、そのために財源の均衡化をはかるということ、さらにそれによりまして、各地方団体がそれ／＼必要な行政運営が保障されるようにしなければならぬといふうなことを、その手段として考えておるわけでございます。

第二條は、用語の意義を書いておるわけでございます。このうち特に申し上げるべき点は、四号の「基準財政需要額」、これは「各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一條の規定により算定した額をいう。第十一條を参照して

いたしたいと思ひますが、「基準財政需要額は、測定単位の數を第十三條の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの單位費用に乘じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。測定単位は第十二條に書いてあるわけでございますが、「地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとす。従いまして都道府県、

たとえば土木費であります、道路費は道路の面積で測定するということにいたしております。従いまして道路の面積が何平方キロメートルある、その一平方キロメートル当りの費用を何円とみる、そのいふことです、その何円という單位費用を道路の總面積に乘じまして、道路に要しますところの基準財政需要額を測定するわけでございます。こゝういふもの全部合算いたしました結果が、その地方団体の基準財政需要額の總額になるということになるわけでございます。

元へもどりまして、第二條の第五号であります。「基準財政収入額」は「各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十五條の規定により算定した額をいう。第十五條を参照していたしたいのでございしますが、「基準財政収入額は、規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税の収入見込額とする。前項の基準税率は、地方税法第一條第五号にいう標準税率（標準税率の定めない地方税については、地方税法に定める税率とする。）の百分の七十に相当する率とする。わけでありまして、いろ／＼と法定外の普通税をかけておりましたも、こゝういふものは当該団体の課税力算定の基礎には用いないわけでありまして、また目的税も除外いたします。ただ普通税につきまして、標準税率で算定いたしましたものの七割をとるわけでありまして、基準財政需要額から基準財政収入額を引きました、要するに財源不足額であります、この財源不足額に平衡交付金の總額を按分いたしました、各地方団体別の平衡交付金の交付額を決定するわけでございます。

第二條にもどりまして、六号の測定単位でございます。「地方行政の種類ごとに設けられ、且つ、この種類ごとにその量を測定する單位で、毎年度の交付金の總額を算定し、及び配分するために用いるものをいう。今申しました土木費のうちの道路費であります、道路の面積を使う、その面積が測定単位になつて来るわけでありまして、第七号「單位費用 交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の總額を決定するために、測定単位の數に乘すべき地方行政の單位當りの費用をいう。従いまして土木費の道路費を算定いたします場合には、道路の面積、この測定単位の數値にこの單位費用一平方キロメートル当り何円といふ金額を乘じまして、道路費を測定するわけでございます。

第三條「運営の基本」に「国は、毎年度各地方団体が提出する資料に基づき、すべての地方団体について、この法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額をこえる場合における当該超過額を補てんするために必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金として、国の予算に計上しなければならぬ。たとへば財政需要額が一千万円あり、財政収入額が八百万円しかないという場合には、二百万円を補填するたに必要かつ十分な額を、地方財政平衡交付金として国の予算に計上しなければならぬわけでありまして、

第二項は「国は、その予算が成立した後は、当該年度の中途において、地方団体の負担となるような測定単位の數値の増加を直接生じさせる措置は、とらないようにするものとす。新年度に入りまして、もう財源措置はでき上つてしまつてゐるわけでございますから、その上に地方団体に対して負担を強制するような措置をとりません、財源がこれに伴つて参りませんでした、地方団体は財政運営に混乱を来すわけでありまして、従いまして、こゝういふような措置はとらないようにするものとすといふことをうたつてゐるわけでございます。

三項は「地方財政委員会は、常に各

地方団体の財政状況の的確な把握に努め、国の予算に計上された交付金の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に對し、衡平にその超過額を補てんすることができるよう配分しなければならぬ。」「国は、交付金の交付に當つては、地方自治の本旨を尊重し、條件をつけ、又はその使途を制限してはならない。」あくまでも地方財政平衡交付金というものは、国によつて調整的に配分されるけれども、地方団体の財源そのものであるという考え方に立つておるわけでございます。従いまして国が交付の手續はとるのでありますけれども、地方団体の財源そのものでありますので、これに條件をつけたり、また使途を制限したりしてはならないということでありませう。

第四條は「委員会の権限と責任」をうたつておるわけでございますけれども、ここに掲げてありますような事柄は、それ／＼條項の中に入つてゐることでありまして、重複を避けるために、これらの点について説き上げることは御遠慮申し上げます。

第五條「交付金の算定に関する資料」都道府県知事及び特別市の市長は、規則で定めるところにより、当該都道府県又は特別市の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を委員会に提出しなければならぬ。」「市町村長は、規則で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならぬ。」とされておるのでございます。「都道府県知事は、前項の規定により提出された

資料を審査し、意見をつけて委員会に送付しなければならぬ。」市町村の数は一万を越えておりますので、それを委員会ですぐに審査することは困難でありますので、都道府県知事に、市町村から提出された資料につきまして、これを審査し、意見をつける責任を持たせておるわけでございます。

しかしながら四項で「都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならぬ。この場合においては、不服がある市町村長は、その意見を委員会に申し出ることが出来る。」都道府県知事に審査するいは意見をつける責任を持たせておるわけでございますから、市町村長にはそれらの意見につきましては、十分に熟知させまして、反動的な意見がある場合には、委員会に申し出る権能を與えておる。そういうことによりまして、市町村の自主性というものを十分に全うして行くように考へてゐるわけでございます。第五項は、「基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関は、委員会が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、委員会の要求に係る交付金の總額の算定又は配分に關し必要な資料を委員会に提出しなければならぬ。」たとへば義務教育費につきましては必要な場合には、委員会から文部大臣に資料の提出を要求することが出来るわけでございます。

第六條「交付金の總額の算定」毎年度分として交付すべき交付金の總額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められ

る地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。」單に地方財政の需要額の總額から、地方団体の財政収入の總額を差引きましたものが、平衡交付金の總額になるのはございませんで、各団体につきましては、財源の不足額が幾らあるか、その不足額の合計額をもちまして、交付金の總額にいたすわけでございます。ある団体ににおきましては、財政収入額が、必要な財政需要よりもより多くあるという場合もあるだろうと思ふのでございます。言いかえれば、余分の財源がある団体もあるかもしれませぬけれども、こういうものには触れないで、足りない団体の足りない所要財源だけを合算いたしまして、平衡交付金の總額を算定するわけでございます。第二項「委員会は、第五條の規定により提出され、又は送附された資料を參考として、翌年度における交付金の總額を算定し、これを国の予算に計上するよう内閣に勧告をしなければならぬ。この場合において、委員会は、第七條に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならぬ。」普通の予算でありますので、各省大臣からその見積り書や大蔵大臣の手元に出すわけでございます。大蔵大臣が予算の調整につきましては事務局になるわけでございますが、平衡交付金につきましては、委員会にその算定について独立した権限をこゝで與えておるわけでございます。従いまして通常の予算要求の手續に従ひませんで、平衡交付金の總額を国の予算に計上するよう、内閣に勧告しなければならぬといふふうな、その独立性を非常に強化した表現をいたしておるわけでございます。

す。三項「内閣は、委員会が勧告した交付金の總額を変更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を求めなければならぬ。」四項「内閣は、委員会が勧告した交付金の總額又はその算定の基礎を変更した場合においては、委員会が勧告した交付金の總額の算定の基礎、内閣が決定した交付金の總額に係る歳出予算の基礎及びこれらの基礎の比較について、その詳細を歳入歳出予算に附記しなければならぬ。この場合においては、委員会が地方行政委員会設置法第十三條の規定により申し出る意見の中には、委員会が勧告した交付金の總額と内閣が決定した交付金の總額との差額を調整するための国の予算について加えるべき必要な修正についての意見を含まなければならぬ。」といひますことは、委員会が勧告した交付金の總額等につきまして、内閣が変更を加へようとした場合には、内閣が算定いたしました／＼な基礎と、委員会が算定いたしました／＼な基礎との基礎と、この両者の比較を詳細に予算に附記しなければならぬ義務を内閣自身が負いますとともに、その反面委員会もまた、それでは委員会の主張を通すために、どのような変更を国の予算に加へるべきであるかといふ意見も出すわけでございます。言いかえれば価格調整費を削るべきである、あるいは國債の償還額を減額して、平衡交付金の總額を増額すべきである、こゝういふような意見を、内閣ではございませんで、委員会側から国の予算を検討いたして出さなければならぬ、こゝういふような仕組みを考えてゐるわけでございます。

第七條「委員会は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出總額の見込額に關する書類を作成し、これを内閣及び内閣を通じて国会に提出するとともに、一般に公表しなければならぬ。」これは要するに地方財政の全体計画といふべきものでございませう。こゝういふものが基礎になりまして、平衡交付金の總額が幾らであるかどうかということとは、ある程度判定できるわけでございます。またこれらを基礎にいたしまして、個々の地方団体がそれ／＼の財政計画の基礎資料を得ることになるわけでございますので、このような資料の提出義務を委員会に課してゐるわけでございます。

次に第八條「交付金の額の算定期日」各地方団体に対する交付金の額は、毎年度四月一日現在により算定する。要するに四月一日に現存いたしました地方団体について算定するわけでございます。五月になりましたら廢置分合等がありました場合には、四月一日現在で決定いたしました交付金の總額をその後の状況において、その団体についてだけ変更することになるわけでございます。

その変更の手續を第九條でうたつてゐるわけでございます。前條の期日後において、地方団体の廢置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に對する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。これは從來地方配付税法においてとつておりました手續とまったく同じでありますので、またあまりにも事務的な問題でありますので、省略させていただきます。

なければならぬ。

さらに第三では、「測定單位の數値の歸屬する市町村の規模」であります。同じ衛生費でありますも、人口十五万を越えているような都市であります、保健所を市が設置しなければならぬのであります。ところが人口十五万未満の市町村であります、保健所は県が設置しております、県の設置する保健所がこれらの市町村の地域を管轄しているわけであります。従いまして、人口十五万以上の市町村につきましては、この衛生費につきまして、人口を基準にしました場合には、これを補正しなければならぬという問題が起るわけでございます。

四号は「寒冷度及び積雪度」であります。寒冷地帯、積雪地帯であります、同じ道路費でありますも、冬季間において凍結する。春になりますと、せつかく道路が締つておつたものがまたふくれ上つてしまい、新しく道路をつくるに近い費用を投じなければ、修繕が完成しないというような問題がありますので、そういうものにつきましては、寒冷地帯、積雪地帯において、同じ道路の面積でありまして、も、若干これをふやすように補正をしなければならぬわけでございます。

五号は「面積、河川の延長その他測定單位の基礎をなすものの種別」、たとえば面積と申しまして、山林もあれば、畑地もございまして、あるいは宅地もございまして、田畑もあるわけでございます。従いまして、たとえ土木費については面積を使うことにいたしておりますが、山の中に道路をつけることもございせんので、同

なければならぬ。

さらに第三では、「測定單位の數値の歸屬する市町村の規模」であります。同じ衛生費でありますも、人口十五万を越えているような都市であります、保健所を市が設置しなければならぬのであります。ところが人口十五万未満の市町村であります、保健所は県が設置しております、県の設置する保健所がこれらの市町村の地域を管轄しているわけであります。従いまして、人口十五万以上の市町村につきましては、この衛生費につきまして、人口を基準にしました場合には、これを補正しなければならぬという問題が起るわけでございます。

四号は「寒冷度及び積雪度」であります。寒冷地帯、積雪地帯であります、同じ道路費でありますも、冬季間において凍結する。春になりますと、せつかく道路が締つておつたものがまたふくれ上つてしまい、新しく道路をつくるに近い費用を投じなければ、修繕が完成しないというような問題がありますので、そういうものにつきましては、寒冷地帯、積雪地帯において、同じ道路の面積でありまして、若干これをふやすように補正をしなければならぬわけでございます。

五号は「面積、河川の延長その他測定單位の基礎をなすものの種別」、たとえば面積と申しまして、山林もあれば、畑地もございまして、あるいは宅地もございまして、田畑もあるわけでございます。従いまして、たとえ土木費については面積を使うことにいたしておりますが、山の中に道路をつけることもございせんので、同

に面積でありまして、宅地の面積は多く見、田畑であるとか山林の面積は少く見るといふふなことにしなければならぬと、面積等の測定單位の基礎をなします種別によつて、若干の差をつける必要があると考えているのであります。河川でも、大きな河川と小さい河川とは違つて、河川の費用を測定するわけでありまして、河川の費用を測定するわけでありまして、河川でも、やはり適用河川であるか、準用河川であるか、河川の種別によりまして、補正をする必要があるといふふうに考へてゐるわけでありまして。

第十四條「第十一條の單位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥當な水準において地方行政を行う場合における各測定單位当りの費用を基礎として、この法律を定める。」これはたとへば市町村について、標準的な市町村は一万ぐらゐの市町村であるといふと、その一万ぐらゐの人口の市町村において、衛生費が幾らいるだらうといふふうな數値を算定いたしますと、それを越える市町村につきましても、人口なら人口について若干補正を必要として参るわけでありまして、そういうふうな標準的な條件を備えた地方団体におきまして、合理的かつ妥當な水準において、地方行政を行う場合におきましますところの單位費用を基準といたしまして定めるといふふうな、一つの標準を書いているわけでありまして。

を財源とすべき部分を除いて算定するものとします。」「たいへんわかりにくいことではあります。これを表から言いますと、地方財政平衡交付金とそれから基準財政収入額、要するに標準税率で算定いたしました税収入の七割に相当する額でございまして、これらを使つて行行政費について測定をするのだといふことを書いてあるわけでありまして、この二項の書き方は、同じことを裏から書いたものでありまして、少しわかりにくい書き方だと思ひますが、表から書きますと、基準財政収入額を使つて行行政費、それから地方財政平衡交付金を使つて行行政費、この二つのものを財源として行います行政に要します費用を基礎として、算定するのだといふことをうたつてゐるわけでありまして、地方債であるとか、補助金であるとか、あるいは手数料であるとか、使用料であるとかいふようなものは、これを財源とする行政費に含めなさいといふことでもあります。といひますのは、たとへば各団体の財政需要から財政収入額を見ます場合に、使用料や手数料までを含めて計算するといひますと、その地方団体の、たとえば道路専用料はもつとあるべきであるとか、あるいは河川敷の専用料はもつとあるべきではない、こゝういふような非常に恣意的な見方がたくさん入つて参りますので、適當ではないと考へるのであります。なるだけ客観的にその団体の税収入額を捕捉すべきであり、あまりその収入の面について立ち入り過ぎた測定の仕方をしてはならないといふ考へ方を持つておられますので、原則として税収入としてしか見ない、従つて財政需要についても、それら

についてしか測定して行かないという方針をとらうとしてゐるわけでありまして。

更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付金の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、委員会に対し審査の請求をすることができ、委員会には、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査し、その結果を当該地方団体に通知しなければならぬ。」「各地方団体の交付金の決定額につきましては、地方団体に對し異議の申立ての権限を、ここに明確にいたしましたわけでございます。

は、相談すべくでやるようにしたいといふ考へ方でございます。

第十五條「基準財政収入額は、規則で定める方法により……」これは先ほど申し上げましたので、御遠慮いたします。

第十六條「交付時期」交付金は、毎年度、地方団体の種類ごとに、左の表の中欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。」「先ほど申し上げましたように、交付金の額は八月三十一日まで決定しなければならぬことにいたしております。従つて五月、七月、あるいは市町村でありますと、五月、八月はまだ決定しておりませんから、自然概算で交付しなければならぬといふことになります。従ひまして十一月、一月、市町村といたしますと、十二月、二月において概算で交付したものを除きまして精算をしなければならないわけでございます。

第二項は「地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、または虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならぬ。」「要するに交付金の額をたくさん受けようとして、そこに虚偽の報告書を提出する、あるいは資料に作為を加える、こゝういふ場合にはもとより、やり過ぎておりました交付金は返させなければならぬわけでありまして。その場合に、従前の地方配付税法の規定でありまして、罰則的な意味を含めまして、交付いたしました額の全部または一部を返還させることができるといふふうな規定は、地方財政平衡交付金法におきましては、地方団体の交付金を受け得る権限を十分に尊重いたしますために、こゝういふふうな虚偽の報告書を提出した場合は命じない。ただ本来受けるべきであつた額と、虚偽の報告書を提出することによつて受け過ぎた額との差額だけ、要するに受け過ぎた額だけを返還させるという建前にしておるわけでございます。何ら罰則的な、制裁的な返還の措置は講じないわけでございます。

第十七條「道府県知事は、規則で定めるところにより、当該道府県の区域内における市町村に対し、交付すべき交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱ふなければならない。」「都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つてゐるよう努めなければならない。」「都道府県知事は、市町村交付金算定に關し義務であるわけでありまして。

第十八條「交付金の額に關する審査の請求」地方団体は、第十條第四項の規定により交付金の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付金の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、委員会に対し審査の請求をすることができ、委員会には、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査し、その結果を当該地方団体に通知しなければならぬ。」「各地方団体の交付金の決定額につきましては、地方団体に對し異議の申立ての権限を、ここに明確にいたしましたわけでございます。

第二項は「地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、または虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならぬ。」「要するに交付金の額をたくさん受けようとして、そこに虚偽の報告書を提出する、あるいは資料に作為を加える、こゝういふ場合にはもとより、やり過ぎておりました交付金は返させなければならぬわけでありまして。その場合に、従前の地方配付税法の規定でありまして、罰則的な意味を含めまして、交付いたしました額の全部または一部を返還させることができるといふふうな規定は、地方財政平衡交付金法におきましては、地方団体の交付金を受け得る権限を十分に尊重いたしますために、こゝういふふうな虚偽の報告書を提出した場合は命じない。ただ本来受けるべきであつた額と、虚偽の報告書を提出することによつて受け過ぎた額との差額だけ、要するに受け過ぎた額だけを返還させるという建前にしておるわけでございます。何ら罰則的な、制裁的な返還の措置は講じないわけでございます。

第十九條「委員会」委員会は、第十條第四項の規定により交付金の額を通知した後において、又は前條第一項の規定による審査の請求を受けた際に、交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができ、その方法については、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。」「交付金の額の算定の基礎について、錯誤のある場合があり得るわけでございますが、そういう場合においては、交付金の額を算定し直しまして、あるいは減額いたしましたり、あるいは不足額を交付したりするわけでございます。こゝういふ場合には、当該地方団体に罪はないわけでございますので、その返させる方法については、あらかじめ当該地方団体の意見を聞きまして、翌年度に返させるとか、あるいはいつ返させるとかといふようなこと

は、相談すべくでやるようにしたいといふ考へ方でございます。

第二項は「地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、または虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならぬ。」「要するに交付金の額をたくさん受けようとして、そこに虚偽の報告書を提出する、あるいは資料に作為を加える、こゝういふ場合にはもとより、やり過ぎておりました交付金は返させなければならぬわけでありまして。その場合に、従前の地方配付税法の規定でありまして、罰則的な意味を含めまして、交付いたしました額の全部または一部を返還させることができるといふふうな規定は、地方財政平衡交付金法におきましては、地方団体の交付金を受け得る権限を十分に尊重いたしますために、こゝういふふうな虚偽の報告書を提出した場合は命じない。ただ本来受けるべきであつた額と、虚偽の報告書を提出することによつて受け過ぎた額との差額だけ、要するに受け過ぎた額だけを返還させるという建前にしておるわけでございます。何ら罰則的な、制裁的な返還の措置は講じないわけでございます。

第二項は「前項の單位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するものの以外のも

は、相談すべくでやるようにしたいといふ考へ方でございます。

第二項は「地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、または虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならぬ。」「要するに交付金の額をたくさん受けようとして、そこに虚偽の報告書を提出する、あるいは資料に作為を加える、こゝういふ場合にはもとより、やり過ぎておりました交付金は返させなければならぬわけでありまして。その場合に、従前の地方配付税法の規定でありまして、罰則的な意味を含めまして、交付いたしました額の全部または一部を返還させることができるといふふうな規定は、地方財政平衡交付金法におきましては、地方団体の交付金を受け得る権限を十分に尊重いたしますために、こゝういふふうな虚偽の報告書を提出した場合は命じない。ただ本来受けるべきであつた額と、虚偽の報告書を提出することによつて受け過ぎた額との差額だけ、要するに受け過ぎた額だけを返還させるという建前にしておるわけでございます。何ら罰則的な、制裁的な返還の措置は講じないわけでございます。

第二項は「前項の單位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するものの以外のも

は、相談すべくでやるようにしたいといふ考へ方でございます。

第二項は「地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、または虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならぬ。」「要するに交付金の額をたくさん受けようとして、そこに虚偽の報告書を提出する、あるいは資料に作為を加える、こゝういふ場合にはもとより、やり過ぎておりました交付金は返させなければならぬわけでありまして。その場合に、従前の地方配付税法の規定でありまして、罰則的な意味を含めまして、交付いたしました額の全部または一部を返還させることができるといふふうな規定は、地方財政平衡交付金法におきましては、地方団体の交付金を受け得る権限を十分に尊重いたしますために、こゝういふふうな虚偽の報告書を提出した場合は命じない。ただ本来受けるべきであつた額と、虚偽の報告書を提出することによつて受け過ぎた額との差額だけ、要するに受け過ぎた額だけを返還させるという建前にしておるわけでございます。何ら罰則的な、制裁的な返還の措置は講じないわけでございます。

の場合において、前項の規定に該当する地方団体、すなわち虚偽の記載をした、あるいは作偽を加えて報告書を出すことによつて、多額の交付金を受けた、それがために受け過ぎたものを返還せられる地方団体は、委員会が示した文書の記載事項をその住民に周知せなければならぬといふこととしておるわけであり、言いかえれば、どういふ方法によつて、当該地方団体がうそをついた、それがために返還せられたといふことを、住民に周知させる。道義的な罰則を加えるといふ程度にとどめておるわけでございます。

第四項は「地方団体は、第一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、委員会に対し異議の申立をすることができ、」五項「委員会は、前項の異議の申立を受けた場合には、その申立を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならぬ。」この場合にも、やはり異議の申立て権限を明確に規定いたしておるわけでございます。

第二十條「委員会は、第十條第三項及び第四項並びに前二條に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について聴聞をすることができ、」地方団体の側から出頭していただきまして、必要な申立て等を委員会が開くわけでございます。十分に申立てをする、あるいは意見を發表する機会を與えようとする趣旨であります。

第二項で「委員会は、第十條第三項、第十八條第二項並びに前條第一項及び第四項の規定又は処分について関

係地方団体が充分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならない。」このような場合におきましては、単に委員会が聴聞をすることができるとはございませんで、公開による聴聞を行わなければならないといふふうに、義務を課しておるわけでございます。

第三項「委員会は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があることを認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならぬ。」第二十一條は「都等の特例」であります。「都は、道府県に対する交付金の交付に關しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に対する交付金の交付に關しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。」といふことになっておるのであります。特別区の存する区域に行つておりました、道府県の行行政もつておりました、市町村が行行政もつておりました、市町村に交付されるべき交付金と、道府県に交付されるべき交付金と、両方算定されて、不足額がありましては、その両者の交付を受けることができるわけでございます。地方配付税法の場合とまったく同じ制度にいたしておりました。

附則の第二項であります。「昭和二十五年及び昭和二十六年に限り、交付金の總額のうちその十分の一に相当する額は、特別交付金とする。」二十五年及び二十六年におきましては、必ずしも財政需要の測定が的確であることが十分ではない場合もありまして、また将来におきまして、同じ

問題があるわけでございますけれども、年度の中途におきまして、災害その他の事件の発生も考えられますので、特別交付金の制度を設けておきたいといふふうな考へておるわけでございます。特別交付金は四項で「第十二條の測定単位によつては捕まへし難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があること」に因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、当該事情を考慮して交付する。」

第六項で「委員会は、特別交付金の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知するとともに、二月中に交付しなければならぬ。」といふことになっておるわけでございます。従ひまして交付の時期が二月に一つ入つたわけでございます。従ひまして、平年度におきましますところの交付時期を、多少変更しなければならぬので、その変更を三項で記載いたしておるわけでございます。

第七項は「昭和二十五年に限り、第十四條第一項中「この法律」とあるのは「規則」と読み替へるものとする。」先ほど申し上げましたたとえば道路費を測定いたしますには、道路の面積に單位費を乗ずるわけでございます。この單位費用を法律をもつて定めるのを原則としておるのでありますけれども、本年度におきましては、ただちにこれらの單位費用を法律で規定することは困難でありますので、規則で定め得るというようにしておきたいわけでございます。

それから八項は、まだ交付金の各団

体別の額が決定しておりませんとき、前年度の平衡交付金の額を基礎といたしまして、概算で交付するわけでありませうけれども、本年度は前年度の平衡交付金の額といふものがないわけでございますので、そういうものを基礎にはできないわけでございます。自然地方配付税法の規定によつて配付された地方配付額等を、基礎としなければならぬわけでございますので、そういう変更を規則で定め得るようになしたいといふ考へであるわけでございます。

九項は、厚生労働費にかかる測定單位は、厚生省その他からの特別な意見がありまして、なおこの平衡交付金に掲げたもの以外の測定單位を使いたいといふような申入れもありませんので、さらにそういうふうな意見が固まりました場合に若干変更できるように、特にこれらの測定單位のほか、規則で定める測定單位をまあせ用いることができるように、例外規定を設けておきたいといふことであります。

十項は、地方配付税法及び地方配付税配付金特別会計法は、廃止いたしました。しかしながら十一項で、「昭和二十二年分以前の地方分與税及び昭和二十三年分以前の地方配付税については、なお、従前の例による。」といふことになつておきたいわけでございます。また、なお受けるべき額等につきまして、地方団体側について権利を主張したい点もあるかもしれせん。いろいろな問題がございしますので、過去の分につきましては、なお従前の例によるという規定をここに置きたいわけでございます。

十二項、十三項は、地方配付税法の

廃止に伴いますところの、手続的な規定でございますので、省略いたします。

十四項「地方財政法の一部を次のように改正する。」これは地方配付税を地方財政平衡交付金に読みかえるだけの規定でございます。

十五項は「地方配付税法第九條から第十一條まで、第十四條、第十五條、第三十四條及び第三十五條の規定は、昭和二十五年に限り、適用しない。」これらの規定は、國費と地方費の負担区分に關する規定でございます。今回負担区分に關する制度が根本的に改まりまして、百數十種類に上る國庫補助金が廃止されまして、地方の一般財源に振りかへられたわけでございます。こういう種類のものにつきましては、それには二分の一を國費が持ち、二分の一を地方費が持つという經費の種類に応じまして、負担区分をきめておつたわけでございますけれども、行政の執行の責任と經費の負担の責任とを合致させるという必要があるといふふうな考へ方のもとに、従前の負担区分の制度にかかわらず、今回の予算措置においては、すでに大幅の改正を見ておるわけでありまして、昭和二十五年に限りこれらの負担区分の規定は適用しないといふようにいたしておるわけでございます。将来地方行政調査委員会の調査の結果を待ちまして、國費負担の区分について所要の改正を加えたいといふ考へを持つておるわけであり

ます。

○司會委員 質問に入る前にただしておきたいと思ひますが、法律案を読みますと、プリントされた方の附則の七項には「昭和二十五年に限り、第十三

條第一項中「この法律」とあるのは「この規則」と読み替えるものとする。」と書いてありますが、これはガリ版の方が正しいと思いますが、これは間違いですね。

○奥野政府委員 第十三條第一項中「この法律」と書いてあるのは、お話のように第十四條第一項中「この法律」、これが正しいのでございます。

○大矢委員 資料を一ついただきたいと思ひます。今説明されました中に地方財政委員会の規則により云々ということがたくさんあるのですが、その規則の草案がありましたらいただきたい。

○奥野政府委員 この規則は数字なんでありまして、今もう持つて来るだろうと思うのでありますが、いろいろ数字の資料をまとめたものであります。ただ規則の草案的なものであります。ありませんけれども、そういう数字をさらに検討いたしまして確定するわけでありまして、一応その数字でそれらの基礎資料と考えていただきたいと思ひます。

○大矢委員 それから従来都道府県及び市町村が受けておつた配付税、それから今度の法律によつて交付される平衡交付金の大体の基礎ができておるのではないかと思います。そういう按分の大体の概算でもよろしいから、もし数字があつたらお出しいただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 もう届くだらうと思ひますが、それをごらんいただきまして、もし不足の資料がありましたら、お教えいただきますれば差上げたいと思ひます。

○中島委員長 それでは午前の会議は

この程度にして、午後一時より再開いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後二時十六分開議

○中島委員長 それでは再開いたします。

地方財政平衡交付金法案を議題として、質疑に入ります。本多国務大臣が内閣委員会の方へ出席しておりますので、本多大臣に対する質疑は保留いたしまして、なるべく事務的の問題を政府委員にお願ひいたします。通告順によつて許します。門司君。

○門司委員 大臣はいつごろ出て来ます。

○中島委員長 今提案理由の説明をしておるようでありますから……。

○門司委員 大臣がおいでになりましたら、大臣にまたあとでお伺ひいたします。

それでは事務的のこまかいことを少しお聞きしておきたいと思ひますが、四條の二号でありますか、これはこの法律案の中で一番めんどろな問題だといふように考えられるのであります。これはちやうど地方財政委員会法の四條の十二号と同じような條文であります。ただこの機会に聞いておきたいと思ひます。これは、委員会の権限と責任であります。これが財政委員会法の第四條と同じ様な形をやはり示しておるものであります。そのうちでさつき大矢君からも資料の要求がありましたが、九号の「この法律を実施するに必要なる地方財政委員会規則を制定すること。」こういうことになつておるのであります。従つてこの規則がはつきりわからない限りにおいては、な

かなかこの法案をわれ／＼はただちに審議するわけには参らぬと考えておるのであります。さらに附則の七項に「昭和二十五年年度に限り、第十四條一項中「この法律」とあるのは「規則」と読み替へるものとする。」こういうことになつております。従つてこの法律全体を見ようとするなら、どうしてもこの四條の九項の規則を「一応見ません」と、議案の審議に入れないと考えておるであります。特に先ほど申し上げましたように、附則の七項には、そういうことを書いておられますので、その規則が一体どういふものであるかを、まず最初に一応お示しを願ひたい。

○奥野政府委員 初めてこういう制度を実施いたしますこととあります。また現在地方行政につきまして、政府が分析を行つた資料がないのでございす。そこで今すぐに法律で測定単位の単位当り費用をきめようといひました。きめることが非常に困難なわけでありまして、従いまして昭和二十五年年度に限りましては、法律で定めておるわけでありまして、そういう事情のためにやむを得ず規則で定めた。従いまして現在そういう附則にあげるべき数字を幾らにするのかと、こうおつしやられまして、これからさらにいろいろと調査をいたしました上でない、きめることが困難なわけでありす。しかしながら大体地方財政平衡交付金法案がき上るまでという仮定のもとに、先般来い／＼調査をいたしておりましたので、そのような調査に基づきました数字を、さつ／＼ばらんにきやうお手元にお配り申し上げたわけでありす。しかしながらもとよりこういう数字は、町村につきましては、一万

有余のうちで一千の町村について調査しただけでございまして、その数字の結果を単純に集めただけのものではございす。従いまして将来どういふふうな単位当りの費用を用いるかということは、なお一層検討いたしました結果、確定するようにはいたしたいと思ひしております。一応おな測定単位当りの費用は、お手元の資料のうち「主要行政項目の単位費用の実績に関する調査」というのがございす。そのうちで「道府県」というところに、道路費、橋梁費、小学校費、中学校費、高等学校費、というものがございす。「大都市、町村」につきましても、それ／＼費目ごとに数字があつております。この一番最後に「単位費用実績」というのがございす。これをさらに検討いたしまして、規則に掲げるべき数字にいたしましたと考えております。従いましてこれらの資料を一応御了承を願ひたいといふふうに考えているわけでありす。

○門司委員 資料を見てくれというお話であります。もし規則ができておらないで資料によつてこちらで判断してもらいたいというお話であります。ならば、各資料についての一応の御説明を願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 きやうお配りいたしました資料がどういふ数字のものであるか、ごく簡単に申し上げまして、さらに御質問がございましたら詳しく申し上げてみたいと思ひます。最初に「昭和二十五年年度地方予算推計」でございす。これは地方税法の審議の参考資料としてもお配り申し上げておるものでございす。昭和二十二年年度の実績を基礎にしながら、その後制度が

わりました都度、それ／＼の経費を關係費目に加算いたしました。現在大体昭和二十五年年度におきましては、このような案になるであらうといふことを推定いたしましたものでございす。これは全体の規模をお考えいただきたい。これは参考資料にすぎません。その次は測定単位の数値の平均でございす。これは団体ごとに単位面積を用います。人口を用います。面積でございす。人口を用います。面積でございす。道府県の平均面積が八千五百六十一方キロ、大都市が幾らといふふうに出ております。それ／＼測定単位に単位当り費用を乗するわけでございます。平均的な測定単位は、測定単位の種類ごとに、それ／＼団体または種類ごとにこのような案になるのでございす。

第三表が「寒冷度積雪度に関する調査」でございす。これは気象台によつて調べたのでございまして、このうちで寒冷度の強いもの、積雪量の多いものにつきまして、補正を行いたいといふふうに考えている次第でございす。大体給費につきましては、寒冷地手当を支給しているような地域につきましては、補正計数を用うべきものであらうといふような考え方をいたしてゐるのであります。

第二表が「人口密度に関する調査」であります。人口密度の段階ごとにいろいろの補正をして行かなければならぬ。人口の多少に応じて人口密度の段階を、そこにお配りいたしました資料の中に含めておるつもりでございす。その次が「昭和二十五年年度対昭和二十四年度地方公共団体に対する補助金等調査」でございす。ちよつと簡

単に「昭和二十五年年度地方予算推計」でございす。これは地方税法の審議の参考資料としてもお配り申し上げておるものでございす。昭和二十二年年度の実績を基礎にしながら、その後制度が

單に申し上げますと、備考のところに書いてありますように、Aは地方財政平衡交付金に吸収される補助金でございます。Bは奨励的補助金として国の予算に存置されておる補助金でございます。Cは全額国費に振りかえらるる補助金でございます。Dは補助金の原則によらないで存置するものでございまして、たとえば災害に對しては、国が元利を補給して行くようなことが、法律によつて確定している部分があるものでございます。こういうふうな義務的な経費をやはり補助金として法律が残つております以上は、存置して行きたいという考え方のもとに残つていくものでございます。

そこで金額で申し上げますと、Aの欄で三百四億五千七百六十七万七千四百、これだけのものが従来ならば国庫補助金として国の予算に計上されてまいりました。今、今回の制度改正によつて、地方の一般財源に振りかえられたものでございまして、それが昭和二十四年度においでとだけだけ国の予算に上つておつたものかといふと、二百七十一億二千九百九十五万二千四百でございます。三十三億二千七百二十一万五千四百だけふえて参つて来ております。これはどういふことかといふと、たとえば従来一学級当り、中学校の先生でありますと、一・七人と見込んでおりましたのを、一・八人と見込む。小学校の先生でございまして、一・三五人と見込んでおりましたのを、一・五人と見込む。その結果数字が大きくなつて来ておるわけでございます。これに伴う地方負担額といたしましては、昭和二十五年度では二百八十四億二千四百六十六万六千四百あるわけでございます。従い

ましてこの地方負担額の数字と、予算

額の三百億余りの数字と合せましたものが、結局地方団体の経費として支出されるわけでございます。昭和二十四年度は二百四十九億幾らでありました。差引純地方負担も三十四億六千八百六十四万九千九百九十九と残されておるわけでございます。昭和二十四年度は百八十八億九千六百六十六万三千四百五十六万四千四百といふふうな、四億五十六万四千四百といふふうな、参つておるわけでございます。これは主として国の公共事業費が大幅に増加されました結果、いろいろな奨励的補助金は廃止になりましたにもかかわらず、その総計においては増額になつておるわけでありまして、これに伴います地方負担が百八十五億九千二百六十六万七千四百、昨年の九十一億七千四百一十九万七千四百と比べますと、二十四億八千四百七十四万八千八百四十四と増額になつて参るわけでございます。Cは、これはいわゆる国の予算に委託費として出している経費でございます。国が直接やるべき仕事であるけれども、便宜地方団体に委託して事務をとつてもらう意味で、委託費という言葉が用いられておりますが、食糧調整などに関する費用がこれになつておると思ひます。総額で五十六億三千三百五十五万九千四百でありまして、大体従来とあまりかわりありません。Dは、先ほど申し上げましたように、災害復旧費の地方負担分を起債した部分に対する元利補給等分の国の義務的支出額でございます。これは従来通り存置されておるわけでございます。その補助金等の費目別内訳は、それらの資料に詳しく書いてあ

るわけでございます。

その次が「昭和二十五年度地方行政項目別経費並に財源状況の見込額」といふのがございまして、これは各省が従来補助金等を交付していた部分に對して、地方団体がどの程度さらに自己財源を繰ぎ足して、行政を運営しておつたかどうかといふことを見るための資料でございます。土木費は経費の総額が一億二千五百八十八万四千四百、土木関係の費用は公共事業費の方に移つておりますので、こちらのこの経費的な経費の面では少いわけでございます。教育費として五百二十五億八千七百五十二万一千四百、こういうふうなものが、従来では特定財源として左のこの国庫補助金の欄に上つて参るわけでありまして、これが二十五年度からは、右側の差引一般財源所要額、従来の国庫補助金相当分、こういうところの振りかわつて参つたわけでございます。教育費でございますと、その欄に二百六十一億三千七百六十五万四千四百といふものがございまして、大体注として教員教養費に對する従来の国庫負担額でございます。これに對しまして、純地方財源の欄で、二百六十四億四千九百八十八万七千七百四十四とございまして、九百八十八万七千七百四十四といふものが合算されて、教育費として使用されておつたわけでございます。そういうふうな従来と移りかわつておる点を明らかにしておるわけでございます。また、特定財源としましては、国庫補助金はなくなつたけれども、分担金をとりまして、手数料をとりまして残つておるわけでございます。一番下の總計の欄で見て行きますと、特定財源は十三億六千八百八十五万三千四百

いふものが残るわけでありまして、従来の国庫補助金が国庫補助金相当分の中に吸収されておるわけでありまして、これも内訳別に記載しております。先ほど申し上げました資料と大体同じような種類でございますけれども、特に地方がどういふ財源をプラスして、それを運営して行くかといふことを明らかにするために、資料をお配りしておるわけでございます。

その次が「道府県市町村別財政需要額及び財政収入額等の見込額」といふのがございまして、これは一番最初に申し上げました資料等から出て来る数字でございますけれども、財政需要額として道府県と市町村別に計算をいたしております。計の二千九百五十八億四千九百九十九万とありますのは、平衡交付金の千五百億といふものと、それから収入の千九百八十八億四千九百九十九万の兩者をもつて行われる行政費といふものを測定したものであります。それが道府県については千三百六十億八千二百万円になりますし、市町村が千五百九十七億六千七百四十九万になります。これに對しましては、市町村の八億四千九百九十九万、道府県別、市町村の内訳は税法の審議の際に申し上げましたような数字で、道府県の方は七百億余り、市町村は千二百億余りでございまして、差引不足いたします分が、道府県においては六百五十六億五千九百九十九万、市町村では三百九十三億四千九百九十九万とあります。この合計額が千五百億といふことになるのであります。これにつきましては、百分比をとりまして、道府県では六二・五二％、市町村では三七・四八％になります。多少道府県が多く、市町村が少くなつて参る

わけでございますけれども、その根本的な原因は、従来地方配付税の配分にあたりましては、たゞ二十四年度におきましては道府県と市町村とが半半といふことになつておりました、今般、従来国庫補助金として支出されましたものを、地方の一般財源に振りか

えらる分が三百五億でございます。その三百五億の中で、従来市町村に交付された補助金は二十八億四千万でございます。その差額の二百七十七億が道府県に交付されておつた補助金でございます。三百五億といふような大きな補助金の内訳は、ほとんど大部分が道府県に交付されておつたものであります。その尤なるものは義務教育費の国庫負担額でございます。教育費に對しては、國が二分の一持つておつた分でございます。その結果、こういう差異が出て参るのであります。税制改正の結果、市町村については四百億ふやした。そのふやした分がそのまま市町村の財政状況が強化されるという考え方に立つております。それから二番目は、基準財政需要額、基準財政収入額でございます。基準財政需要額は、平衡交付金の中で一〇％の分は特別交付金として配分されますので、九割のいわゆる普通交付金といふんです。その額と、基準財政収入、すなわち標準税率で算定しました税収入の七割相当額、この合算額がこれに當るわけでございます。もう一ぺん申し上げますと、平衡交付金の千五百億の九割の額と、それから地方税収入の千九百八十八億四千九百九十九万に相當する額、この合算額になるわけでございます。基準財政需要額は、それ／＼上の欄に書いてあります財政

収入額の七割の額でございます。これだけのものを差引きしますと、平衡交付金の中で普通交付金として配分されま

す分が、道府県においては五百九十億八千六百万円、市町村については三百五十四億一千四百万円、合計して九百四十五億ということになるわけでござ

います。もとよりこれらはすべてかりに算定したにすぎないのでござい

ます。また、今後精密な調査を続け

まして、決定いたしますまでは具体

的な、さらに自信のある数字にま

るわけでございます。次は「主要行政項目の単位費用の実績に

関する調」でございます。これは

備考の「調」に書いてあります。こ

うに、この調は団体の種類ごとに標

準的條件を具備した団体を五ないし

十選び、昭和二十五年一月三十一日現在

予算額を基礎として作成したものであ

ります。団体の選定にあつては、積

雪、寒冷地帯でない団体を選んでおり

いわけであります。一応予算の上では所得税、法人税を基礎にいたしまして、これに一定の率をかけて地方配付税を受けておつたわけでございます。そういうものは決算と予算との差額が二年度ずれまして、二十五年度的において処置する予定にいたしておつたわけであります。従つて二十三年度は所得税、法人税に相当の増収がありましたので、増収分に対する従来の率をかけたまま、地方配付税として受けるべき額、これはまだ特別会計の中に繰入れは済んでおりませんけれども、将来繰入れるべきものがたしか三十億内外だつたと思いますが、そういうものがあるわけでございます。これは一応地方団体の受けるべき額として確保しておきたい。この金額の措置は、いろいろな他に問題がございますので、それらの問題とあわせてこの金額の措置を考えたというふうに、予定いたしておるわけでございます。

○門司委員 この十一から十三までの間の問題について私は聞きましたが、大体總括して一般会計に帰属するものと書かれておるのではないかという疑問をもつておつたのでありますが、御承知の通り今の御説明になりましたように、二十三年度分の決済はおそらく二十四年度にはできないで、二十五年度的にならなければつきりした数字はわからないことになると思います。そういういたしますと、二十四年度までの地方配付税法の廃止になるまでの過程における見積り剰余金は、約三十億くらいだというお話がありました。これは十三項で一般会計に入れるということになります。この

決算という問題は、二十三年度に限つておるのか、二十四年度分までこれが入つておるのか。實際上の処置としては、三十億あるとすれば、それはただ単にこれを確保しておくというふうなことでなくて、その配分の方法は、本年度のこの配付税の中に繰入れて、そうして配付されることの方が、私はよいのではないかと思う。一般会計に繰入るといふことはなく、一般会計に配付して、片づけてしまつたらどうかというふうに考えるのでありますが、この点の考えはどうですか。

○奥野政府委員 十三項に書いてありますのは、すでに地方配付税配付金特別会計の方へ、一般会計から繰入れられてしまつたものに属する金額の措置でございます。地方配付税配付金特別会計そのものの金額でございます。十一項の方はまだ地方配付税配付金特別会計の方には繰入れていないけれども、二十三年度の決算において、所得税とか、法人税が増収になつておるから、地方配付税配付金特別会計に繰入れべき額も相当あるわけでございます。従いましてこういうものは残してあるわけでありまして、十三項のものはごくわずかでございまして、決算の剰余金といふのは大体赤字でございまして、同会計廃止の際における同会計剰余金も、これは大体赤字を繰立てて来たものでありまして、どんなに多く見積りましても数百万円のものだと思ひますが、あとで正確な数字を申し上げたいと思ひます。問題は十一項の地方配付税をどうするかという問題でございますけれども、すでに予算もきまつたことでございますし、また平衡交

付金の額も、地方の全体の財政需要と財政収入とを勘案して決定したものだといつてしまへば、かりに受けるべき額があつたとすれば、それだけのものを平衡交付金を減額すればよろしいのではないかとこの考え方も立つわけでございます。一応地方団体の権利としてこれを留保いたしまして、地方団体がむしろ国の方に還付しなければならぬ、あるいは国の方へ支出しなければならぬというふうな額もあるわけでございますので、そういう問題とにらみ合せて、将来この措置を考えたといふふうには思つておるわけでございます。

○門司委員 どうもその点ですが、ときどき政府はそういうことを考へてやるのでありますが、当然地方に配付すべきものがありますれば、それを差引をしないといふようなことで、一応これは私は配付すべきものはやはり配付した方がよい。そうしてさらに徴収すべきものがあるならば、これはやはり徴収をした方が片づくのではないかと。実際上の問題として、三十億あるいはそれ以上あることもあるかもしれませんが、当然地方の自治体の権利としてあるものを配付しないでおく。そうしてそれが、先ほどの御説明のようなこととで、どこにどういふふうになつておるのかからぬようなことで使われるといふのは、非常に私も困ると思ひますが、その法律のように、従前の例によるといふことでなくて、もう少し明確に残りの分だけは、これを地方の本年度の配付税の中に繰入れて処分するといふふうなわけには行かないのですか。

○奥野政府委員 御承知の通り従来の地方配付税の建前が、地方財政平衡交付金にかかりました関係上、もし地方団体に別途の財源があるものとするならば、財政需要から差引すべき財政収入額に、それだけが加算されるということになるわけでありまして、その差額の平衡交付金の総額がそれだけ減額されてよろしいといふような結論が出て参るのでございまして、今年の一千五十億円の地方配付税配付金は、必ずしも差額の計算方式にはよつていないわけでございます。しかしながら従来の地方配付税の絶対額と比べますと、やはり二十四年度よりは二十五年度は七十八億円の増額してある際でもありますので、むしろこの際門司さんのおつしやいましたような要求をすること、は、かえつて平衡交付金を落してもよろしいのではないかとこのように意見も立つて参ると思ひます。他面また現在の地方団体が、国に債務を負つてゐる部分が、国の法律上便宜存しているわけでございます。つまり給與金につきまして国から貸付金を受けておられます。この返還義務もあるわけでございます。こういう問題もあるわけでございます。こういふ問題もあるわけでございますから、あわせて将来の措置を考へて行きたいといふふうに政府部内で考へておりますが、しかし法律で権限があることを明らかにしておきたい。

○門司委員 その点がわからぬが、なほは給與で十八億が幾らか借りてゐることは事実と思ひます。これは確かにあつたと思ひます。しかしながら、給與の関係で十八億のものをあるいは借りておつたといふように、私も記憶を持つておるのであります。それから同時にこの十八億の金は、この前の第六国会でありましたか、第五国会の二十四年度の追加予算のときに地方配付税を少しふやしましたときに、大蔵当局からの意見でいたしましては、この返還を要するに及んでおるわけでありまして、この給與の返還についてはいろいろ議論はいたしました。御意見としては実際は予算の編成のときに、当然予算の中に返還することとして繰入れべきであつたが、実はそれを忘れておつたので、補正予算にこれを入れるのだという御答弁を、私は聞いたやうな記憶を持つておるのであります。従つてこの給與の額が、たとえば十八億といふものがあるにいたしまして、それはそれとして、債務は債務として、当然地方に配付すべき金が配付されてもさしつかえない。同時に今のお話のように本年度の平衡交付金といふものは、必ずしもこの法律による基礎の上に立つた正しい配付税でないといふことは間違ひありませんので、従つてその中に前年度の予算の当然取得すべきものがあるとすれば、私はそれは当然市町村に還付すべきが、法の建前からいつても決して矛盾じやないといふように考へておるのであります。今日地方の自治体といふものが、総額にいたしますならば、わずかに三十億であります。しかしこれは地方に相当大きな影響を持つておるのであります。できるだけそれらのものを中に繰入れたといふようにわれわれは考へておるのであります。従つてこの点は大体意見になるかと思ひますので、意

見だけを申し上げておきたいと思ひます。その次にお聞きをしておきたいと思ひますのは、あとにちよつともありますが、十二條に規定されております測定単位であります。ずつと経費の種類がたぐさん書いてあるようでありませんが、この中に私には了解のつきかねるものが実はあるのであります。地方の状態から見て参りますと、たとえば橋梁費あるいは道路費であります。道路費といふのは、都道府県の場合は、一都道府県道の道路のみに限るのかどうか。こういうことを質問申し上げます。今日の大都市——東京、横浜、神戸、名古屋、大阪、京都といふようなところは、国道の維持管理をいたしておられます。それでこの国道については、一都道府県といふものの中に含まれておるかどうかが、同じように橋梁にいたしまして、この維持管理といふものは、六大都市は六大都市の責任においてこれを行つておるはずであります。これらがこの中に含まれておるかどうかが、このことを伺いたい。

○奥野政府委員 お話のように五大都市におきましては、国道は市長が管理いたしておられますし、その所要の経費は市長が負担いたしておられますので、五大都市の道路費につきましては、市町村において一本に道路の面積、橋梁の面積と書いてございまして、補正係数を用ひましてその単位費用を補正しなければならぬといふふうな考へておられます。そういう措置によつて、五大都市につきましては、道路、橋梁の費用について、他の市町村よりも特に多額の経費を要する点は救つて行きたいと考

えております。

○門司委員 その次に開いておきたいと思ひますことは、警察消防費の關係であります。警察消防費の中で、特に消防費の家の床面積というものが、一応書かれておるのでありますが、これは一体どういう形で出ておるのか。これ以外に測定する方法がなかつたのかどうかということになります。

○奥野政府委員 実際の個々の行政費とそれの測定単位をどうなるにしますかと、これで行くのだらうかというふうな心配になるのは、ごもつともだと思ふのであります。いろ／＼考へて参つたわけでございますが、なるだけ客観的にその数字を算定できるものでなければならぬ。またあまり複雑でありまして、こまかいところはよく捕捉できるかも知れませんが、かえつて全体の均衡が確保されないといううなこともなりますので、いろ／＼苦心した末に、こういう測定単位を選んだのであります。消防費につきましては、国家消防庁ともすいぶん相談をいたしまして、最終的にやはり家の床面積を用いるよりほかに、適当な方法はないだらうという結論に達したわけでございます。

○門司委員 この項は一々質問すると、ずいぶん私のはつきりしない面が実は出るのであります。道路費にいたしまして、これは非常に私にはむずかしいと思ふ。單に道路費の中でも、市町村の分につきましては——これは大体市町村が多いと思ひますが、舗装してありますものと、砂利道路との關係、これらはな／＼そう簡單に測定はできないというように考へております。これについては、何か特別の資料

か何かお持ちでありますか。こうこまかく書いてあると、こちらこそま／＼質問したくなるのであります。そううか何かはつきりしたものがあつたかどうかということ、それから同時に港費の問題にいたしまして、港費における船舶の出入のトン数ということになつておりますが、これは非常にむずかしい問題でありまして、今日の港費というものは、漁港もありまして、貿易港も持つておりますし、従つて出入いたします船舶の数、それからトン数というものは、おの／＼の港で非常に運うと思ふ。これは單にここに書いてありますように、港費における船舶の出入トン数ということになると、漁港のようなものは一体どうなるかということ。漁船は数が多いが、おそろく実際のトン数はきつめておらずである。測定の基準というものを考へられることがいいのではないかと、このように私は考へております。この土木費の問題について、私は特にそういう懸念を持つものであります。港費における船舶の出入トン数ということを書かれております。このことについて、何か特別の理由があるなら、それをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 たいへんうがった御質問をいただいたので、恐縮に感じておりますが、われ／＼も実は土木費についてどういふ測定単位を用いるかという点については、一番苦心した点でございまして、しかしその結論として、どういふように考へたのであります。道路費につきましては、コンクリート道路もございまして、そうではない道路もあるわけでございます。大体におい

てコンクリートにいたします場合は、創設費として相当大きな経費を食うものであります。しかしながら維持費の面からいいますと、うんと少なくなつております。一体維持費を見るべきか、あるいは建設費を見るべきか。そうすると、現に施設の非常に悪いところでは、いつまでたつてもよくならないという問題が起きて参りますので、やはり建設費、維持費合して道路費が幾らあるだらうかというのを、考へて行かなければならぬのであります。そうすると、かりにコンクリート道路であつて、現在は維持費としてはあまりたくさん金は支出してないといいたしまして、その団体がコンクリート道路にするためには、相当の債務を負つていなければならない。そうすると、負債に伴つて元利を償還して行かなければならぬ。こういう経費を合せて見て行きますと、やはりコンクリート道路と砂利道路というようにわけないで、一本の道路費として見て行つた方がよいのではないだらうか。こういう考へ方を持つた次第でございまして、しかしまたかりに道路費をそういふように測定して参りましたら、たとへば横浜のように、第八軍が非常に頻繁に大きな重い車両を動かして居るようなところでは、いたみ方も非常にけしきのあるものであります。こういう点も考へなければならぬのであります。けれども、一応一律的に客観的な捕捉の方法を用いる。それ以外の問題はやはり別々の特殊の事情を測定して行くより、方法がないのではないだらうか。やはり一律に客観的に捕捉する何か簡單な方法だけは、用いるべきであるというふうな結論から、こういう数字を

用いてゐるわけでありまして、ここにこの全体を通じて、一番乱暴といへば乱暴かも知れませんが、やはりただいま御指摘の港費であります。港費については、船舶の数を用いたらいだらうか、あるいは港内の面積を用いたらいだらうか、いろ／＼な問題があつたわけでありまして、しかしながらいづれをとりましたも、的確なものではないわけでありまして、そこで一応客観的な数字をいたしました。船舶の出入トン数が、運輸省の海運局で毎年統計をとつておられますので、客観的な統計のある数字としましては、まずこの程度よりほかにはないのではなからうか。そこでこれをとつて、あとの漁港の問題などについては、これは具体的な漁港のある団体につきまして、その費用を測定いたしまして、別途に特別な交付金として算定して行くよりほかにない。さらに将来制度を改めまして、よりよい適当な測定単位があらましたら、もとよりそれに切りかえて行くように努力したいと思ひます。が、現在のところどう考へても、客観的な捕捉の方法としましては、この程度より見えないというふうな考へておられます。といまして、これをやめてしまふと、港費の諸団体が非常に困るというふうなことになるので、一応これで捕捉して行き、捕捉し切れないものにつきましては、別途に考へて行く。こういうふうな考へております。

○門司委員 これは議論していると、私一人で一日やつていてもきりがつかないので、私はいいかげんにやめまうが、たとえば震災復興費のようなものについては、震災による被害地面積と

いうように書いてありますが、震災による被害地面積だけでは、実際の状態はわかりませんので、これを復興しようといひますと、そこにあつた施設が、最も大きなこの基本単位にならなければならぬ。それから次の戸籍事務であります。これは本籍と書いてあります。本籍事務というよりも、むしろ寄留事務あるいはその他の事務の方が、実際の戸籍を取扱う場合におきましては非常に大きなものであります。これはまたたゞ実情に沿わない測定の方法だといふふうに考へなければならぬのであります。戸籍事務の最も忙しいのは、主として都会でありまして、本籍を多く持つております町村役場等におきましては、そう大して忙しくない。要するに、この問題をどういふふうにお書きになつたについては、一体地方の自治体との間に、何らかの機会においとお話合ひになつたかどうかということでありまして、これを私は一応聞いておきたいと思ふ。こういうことを私が申し上げるのは、この項目にあげてありますものと、それから地方の予算とを見ますと、およそかけ離れたことになつていまして、実は考へなければならぬのであります。先ほど申し上げました警察費、消防費というふうなものにつきましても、地方の町村におきましては、おそろくこの費用を見積りますことのため、に、ただ單に家の床面積であるとかいうようなものを取上げてゐるわけではないと思ひます。それから土木費にいたしまして、地方の予算面に現われております款項目によりまして、たとえば港費というふうなものが一項目ありますが、港費のあるところには

第一類第三号 地方行政委員会議録第三十号 昭和二十五年四月二十七日

